平成２７年（フ）第５５号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地69
債務者　小平　富夫
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第５８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1213番地２
コウヨウハイツＢ202
債務者　小沢　武史
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第５９号
長野県伊那市美原7448番地22
債務者　伊藤　静惠
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第６０号
長野県伊那市上の原7093番地７
債務者　唐澤　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第５９６号
熊本市北区八景水谷２丁目10番５号
債務者　小雲　一郎
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８７４号
神戸市兵庫区荒田町３丁目57番18号
債務者　長田　廣子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９４号
神戸市長田区三番町２丁目３番地の１
債務者　平沼みどりこと　尹　ミドリ
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６８号
川崎市幸区塚越３丁目523番地　足立ハイツ104
債務者　喜友名朝徳
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
川崎市川崎区浅田２丁目12番11号　プチハイム　201
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
川崎市川崎区小田４丁目34番８号
債務者　阿部　直子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
川崎市幸区塚越４丁目320番地５　アルティフ・ガーデンズ川崎　607
債務者　伊野波正美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２７号
川崎市川崎区四谷上町12番18―101号　川崎グランドハイツⅠ、前住所川崎市川崎区四谷下町24番22号　ユナイト　ステージ四谷下町105
債務者　菅野タツヤこと　ＫＡＮＮＯ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＴＡＴＳＵＹＡ
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
川崎市川崎区四谷上町12番18―101号　川崎グランドハイツⅠ、前住所川崎市川崎区四谷上町13番18号　コーポＭ＆Ｙ　203
債務者　菅野ビルマこと　ＲＯＤＲＩＧＵＥＳ　ＫＡＮＮＯ　ＶＩＬＭＡ
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４５号
川崎市川崎区貝塚１丁目３番15―204号　川崎ベルハイム
債務者　木戸　　梓
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
川崎市川崎区藤崎１丁目17番１号　セルー宮下　203
債務者　比嘉　　保
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
青森県弘前市大字城南１丁目４番地４　コーポ藤田２号
債務者　佐藤　晴治
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６０４号
熊本県上益城郡甲佐町大字上早川1035番地
債務者　甲斐　敬一
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係